

受 令和 7 年 6 月 3 日
付 (午前)・午後 11 時 56 分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 7 年 6 月 3 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 勝股修二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

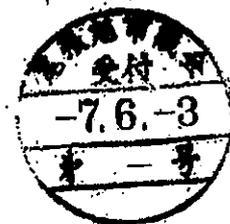
記

1 質問事項 1 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとの一問一答
○	1 回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. 1-1	包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業について
要 旨	<p>令和5年9月定例会において、重層的支援体制整備事業の導入に向けて検討を進めていただいているとの答弁があった。その後策定された尾張旭市第六次総合計画において、「重層的支援体制の整備」は重点パッケージの主な取組に位置付けられている。また、「介護、障がい、困窮、ひきこもりなどの相談窓口の一元化や、総合相談窓口の設置など、より相談しやすく、分かりやすい体制の構築に向けた検討」を行う旨の市長答弁の後、2年以上経過している。平成29年の社会福祉法改正により、「包括的な支援体制の整備」が市町村の努力義務として示され、「地域づくり」と「個別支援」を両輪とした「包括的な支援体制の整備」に努めるものとすると言われてから、8年が経過した。本整備はこれまで存在してこなかった機能を一から整備するものではなく、本市においてこれまで数多く行われてきた事業を整理し全庁的に連携することで、ソーシャルワーク機能をより発揮しやすくするための体制整備の取組である。本整備の進捗状況と、地域共生社会に向けた本市の取組についてお伺いする。</p> <p>(1) 第六次総合計画における「重層的支援体制の整備」の定義について</p> <p>(2) 総合相談窓口設置の進捗について</p> <p>(3) 包括的な支援体制の整備におけるこれまでの取組とこれからについて</p> <p>包括的な支援体制の整備において、特に重要な役割を担う4部局においてどのような取組をされ、今後どのように展開していくのか伺う。</p> <p>ア 健康福祉部において</p> <p>イ 市民生活部において</p> <p>ウ こども子育て部において</p> <p>エ 教育委員会において</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 1-2	包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業について
要 旨	<p>(4) 包括的な支援体制の整備における他部局との連携について</p> <p>厚生労働省においては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備を促すため、重層事業に係る他分野との連携通知を数多く発出している。包括的な支援体制の整備も同様であると考え、それぞれの部局における、「地域づくり」や「個別支援」充実のための、連携に向けた取組について伺う。</p> <p>ア 2040年を見据えた居住支援体制の構築について</p> <p>イ 水道料金の滞納や検針時に異常を感じた時の対応について</p> <p>ウ 市税の滞納があった時の対応について</p> <p>エ 組織編成や人事配置について</p> <p>オ 地域づくりにおける広報機能について</p> <p>カ 複数の部局や支援機関が関わる会議や打合せについて</p> <p>キ 複数課が関わる包括的な支援の記録について</p> <p>(5) 相談支援に関わる方々の困りごとについて</p> <p>包括的な支援体制の整備は、「支援者支援」の取組と呼ばれており、最初に行うべきは「窓口で相談対応する事務職も含めたソーシャルワーカーからの意見聴取」とされている。現状で把握している現場の困りごとについて伺う。</p> <p>(6) 地域ケア会議などで抽出された地域課題などを施策へ反映することについて</p> <p>個別支援の現場においては、事例検討や各種法定研修、地域ケア会議などにおいては、地域課題や必要な地域資源について、数多く議論されている。これらについて施策に反映する仕組みについて伺う。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 1-3	包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業について
要 旨	<p>(7) 重層的支援体制整備事業に関する人材養成に向けた教育計画について 分野横断的に多様な支援ニーズに対応した支援体制を構築するためには、従事する人材の支援の質を高めていくことが重要となり、国が「重層的支援体築推進人材養成研修」などを行っている。これらへの参加状況と、今後の人材養成に向けた教育計画について伺う。</p> <p>(8) 重層的支援体制整備事業の実施について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。